

情報通信審議会 有線放送部会（第25回）議事概要

1 日 時

平成20年1月28日（月） 16時00分～17時45分

2 場 所

1101会議室（11階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委 員

根元 義章（部会長）、関根 千佳（部会長代理）、大谷 和子、
長村 泰彦、根岸 哲

（以上5名）

(2) 事務局

今林情報通信政策局総務課長

(3) 総務省

小笠原情報通信政策局長、藤島地域放送課長、吉田放送政策課長、
長塩放送政策課企画官、吉本中国総合通信局放送部長

4 議 題（非公開にて審議）

（1）諮問第1180号、諮問第1181号、諮問第1182号、諮問第1183号、諮問第1184号、諮問第1185号、諮問第1186号、諮問第1187号、諮問第1188号、諮問第1189号及び諮問第1190号に関する審議

審議の結果、各放送事業者は、各有線テレビジョン放送事業者から再送信の同意の求めのあったアナログテレビジョン放送に関し、再送信の同意をしなければならぬ旨の裁定をすることが適当、との答申をした。

【内容】

本件は、鳥取県・島根県・広島県の有線テレビジョン放送事業者9社から、岡山県の放送事業者であるテレビせとうち株式会社に対して、また、山口県の有線テレビジョン放送事業者2社から、広島県の放送事業者4社に対し、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づき、総務大臣へ裁定の申請があったもの。

(2) 株式会社テレビ松本ケーブルビジョンから申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第 1203 号】、エルシーバイ株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第 1204 号】

諮問を受けた後、次回以降の審議スケジュールを確認した。

【内容】

本件は、株式会社テレビ松本ケーブルビジョン及びエルシーバイ株式会社の2社から、日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日及び株式会社テレビ東京の5社それぞれに対し、デジタルテレビジョン放送の再送信を求めて、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づき、総務大臣への裁定の申請があったもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

担当：総務省情報通信政策局総務課情報通信審議会係 濱元、浅川

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール jyouthuusin-singikai@soumu.go.jp